

公益社団法人紀の国被害者支援センター

令和6年度 事業計画書

令和6年4月1日～令和7年3月31日

1 基本方針

犯罪被害者等は、犯罪による直接の被害だけでなく、その後に生じる様々な問題により苦しめられます。このような状態から再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、関係機関・団体と連携し、犯罪被害者等のニーズに応じた支援事業に取り組みます。

その事業として、

公益事業Ⅰ 犯罪被害者等のニーズに応じた各種支援事業

公益事業Ⅱ 支援活動員の養成及びスキル向上のための研修事業

公益事業Ⅲ 犯罪被害者等の現状や支援の必要性について県民の理解を深める広報啓発事業

を展開するとともに、ファンドレイジング(自主財源確保事業)にも取り組みます。

2 事業内容

(1) 公益事業Ⅰ (支援)

ア 電話相談、面接相談、直接的支援活動の実施

犯罪被害者等から電話を受けてから支援を開始する応答的支援活動に加えて、犯罪被害者等早期援助団体として警察からの情報提供に基づき支援を開始する能動的支援活動により犯罪被害者等への細やかな支援に取り組みます。

イ 犯罪被害者支援1日移動無料相談の実施

拠点から遠隔地となる紀北方面及び紀南方面において相談等の場を提供するため、同地域で借用した会場に相談電話を仮設し、弁護士、臨床心理士及び犯罪被害相談員による電話相談、面接相談及びカウンセリングを実施します。

(ア) 紀北方面

- ・ 5月11日(土) 橋本市教育文化会館
- ・ 10月5日(土) 同上

(イ) 紀南方面

- ・ 5月25日(土) 田辺市民総合センター
- ・ 10月26日(土) 同上

ウ 犯罪被害者(遺族)自助グループの活動支援

自助グループでの仲間の存在は、孤立感や疎外感を軽減し、犯罪被害からの回復に大きな力になると言われています。

令和5年度から、センターからの呼びかけによる集会を開催しており、メンバーは、現在、殺人事件被害者及び傷害致死事件被害者のご遺族2名です。ス

スタッフは、臨床心理士2名、センターの相談員2名、そして警察本部広報県民課犯罪被害者支援室長の参加を得て、7月16日(日)と11月26日(日)の2回、センター面接室において開催しました。

ご遺族から、「加害者のこと、裁判のことなど思っていることを話せた。今後も参加したい。」と話されており、開催の効果は出ていると考えています。

令和6年度も4回程度開催し、メンバーを増やすよう取り組みます。

(2) 公益事業Ⅱ (研修)

ア 支援活動員養成講座 (第23期) の開講

新たな支援活動員を確保するための講座

(ア) 開講日

- ・ 前期コース 6月8日、15日、22日の各土曜日
- ・ 後期コース 6月29日、7月6日の各土曜日
- ・ 専門コース 8月～1月の各月1日ずつ(6日間、土曜日)

計11日間

(イ) 会場

各コース 和歌山県民文化会館6階 特別会議室B

(ウ) 若手支援活動員確保への取組み

センターの支援活動継承者を育成するためには、若い層にも犯罪被害者等支援活動に関心を深めてもらう必要があります。このための取組みとして、令和5年度から大学生を対象に支援活動員養成講座の受講料を無料とし、大学生の受講を促していますが、令和6年度もこの取組みを継続します。

イ フォローアップ研修 (第22期生対象)

令和5年度支援活動員養成講座を受講し、支援活動員を希望した者への実践的研修

(ア) 開催日

5月18日、7月27日、8月24日、9月28日、12月7日
各土曜日

(イ) 会場

和歌山市北又は中央コミュニティセンター

ウ 継続研修 (第1期生～第21期生対象)

犯罪被害相談員、直接支援員等のスキル向上のための研修

(ア) 開催日

5月16日、8月22日、11月14日、1月16日、3月17日
各木曜日

(イ) 会場

主にオンライン (Zoom アプリ使用) で実施

1月16日のみ中央コミュニティセンターを借用

エ 全国被害者支援ネットワーク主催「近畿ブロック研修」

(ア) 上半期研修

大阪被害者支援アドボカシーセンター担当

- a 開催日
6月29日(土)・30日(日)の2日間
 - b 会場
大阪市内
 - c 当センターからの受講者
3名の予定
- (イ) 下半期研修
京都犯罪被害者支援センター担当
- a 開催日
令和7年1月頃(2日間)
 - b 会場
京都市内
 - c 当センターからの受講者
3名の予定
- オ 全国被害者支援ネットワーク主催「秋期全国研修」
- (ア) 開催日
令和6年10月頃(2泊3日の宿泊研修)
 - (イ) 会場
東京都内
 - (ウ) 当センターからの受講者
2名の予定
- カ 全国被害者支援ネットワーク主催「春期全国研修」
- (ア) 開催日
令和7年2月頃(2泊3日の宿泊研修)
 - (イ) 会場
東京都内
 - (ウ) 当センターからの受講者
1名の予定

(3) 公益事業Ⅲ(広報啓発)

- ア 犯罪被害者週間(11月25日～12月1日)に伴う活動
 - (ア) 駅前における広報啓発活動
 - (イ) 公共施設におけるパネル展示
- イ 和歌山県人権啓発センター主催「ふれあい人権フェスタ」への参加
- ウ 中学・高校生対象の「命の大切さを学ぶ教室」の開催
- エ 那智勝浦町における「命をつなぐ授業」の開催
- オ 他機関・団体主催の研修等における講義・講演活動

(4) ファンドレイジング（自主財源確保事業）

自主財源の確保は、犯罪被害者等支援活動を継続して実施していくうえで重要な役割を担っており、引き続き、財務委員会及びファンドレイザーが連携して、自主財源確保に取り組めます。

ア 体制

(ア) 財務委員会

大谷理事長、村田副理事長、上野理事、岡理事、川崎理事
山本監事、丸木監事

(イ) ファンドレイザー

直接支援員 1名

イ 手段

(ア) 賛助会員及び寄付者の拡充

(イ) 犯罪被害者支援自動販売機の設置拡充

(ウ) 「ホンデリング」及び「金券 de 支援」への協力呼びかけ

(エ) 街頭募金活動の実施及び犯罪被害者支援募金箱の設置依頼

(オ) 赤い羽根共同募金テーマ型募金への参加と募金活動の実施

(5) 管理業務

ア 遠隔地支援活動における出張手当の支払いについて

遠隔地での支援活動は、往復にかかる時間的拘束と身体への負担が大きいながらも、これまで支払っていませんでした。

例えば、午前10時から新宮市の検察庁で事情聴取を受ける支援対象者への付添支援を行う場合は、30分前には検察庁に着いて検察官への連絡や支援対象者を待ち受けるために待機をしておく必要があります。このため、当センター出発は午前6時30分頃に出発することになり、早朝からの対応に負担がかかります。

このような負担を軽減するため、次のとおり出張手当を旅費交通費として支払います。

(ア) 支払対象は、支援活動場所まで片道40km以上（km未満切り捨て）かかる支援活動とする。

(イ) 手当額は、1kmあたり20円に片道距離数を乗じた額とする。

(ウ) 手当額の上限を3,000円とする。

(エ) 距離は、インターネットの地図情報で最短距離を計測する。

(オ) 被雇用者の勤務日は、午前9時から午後5時30までの時間帯に出発し帰着する場合は支払わない。しかし、その時間帯外に出発又は帰着する場合は支払う。

(カ) 距離及び出発・帰着時間の計測基点は、当センターの事務所が入っている建物とする。

(キ) 支援活動場所が2か所以上のときは、基点から最も遠方の支援活動場所を計測する。支援場所間の距離は計測しない。

イ 預保納付金助成金による事業

日本財団が所管する令和6年度預保納付金助成金支援事業に、次の3つの事業の経費として207万円を申請し、日本財団から、本年2月27日付けで全額助成するとの通知を受けました。

- ① 公安委員会認定「犯罪被害相談員」の育成
直接支援員1名（助成金対象者として2年目）週3日勤務の報酬
- ② 支援員の養成
第23期支援活動員養成講座の開講のための費用
- ③ 遠隔地における出張相談
犯罪被害者支援1日移動無料相談の開設のための費用